

お客様の節電に向けた当社の取り組み

< 大口のお客様（契約電力500kW以上のお客様） >

* 電事法第27条に基づく使用制限の対象

- ・各支店・営業所に配置している専任のスタッフが全数訪問し、節電対策のご相談を承るとともに、ご協力をお願い
- ・電力需要抑制に資する料金メニューの拡充やその積極的な活用による、ピークシフト・ピークカットの促進

< 小口のお客様（契約電力500kW未満のお客様） >

- ・高圧受電のお客様にダイレクトメールを送付し、「節電手法」や節電効果を反映した「契約電力引き下げ申込み」についてご案内
- ・節電に関するお問合せ窓口を当社コールセンターに設置
- ・当社ホームページで、具体的な節電事例を紹介
- ・事務所や店舗における節電手法等を掲載した「東北電力ニュース」を検針時に配布

< ご家庭のお客様 >

- ・節電手法を紹介するテレビ・ラジオCMの放送、新聞広告の掲載
- ・当社ホームページで具体的な節電事例の紹介や、電気ご使用実績照会サービスの開始
- ・ご家庭における節電手法等を掲載した「東北電力ニュース」を検針時に配布
- ・節電に関するお問合せ窓口を当社コールセンターに設置